

B 各種委員会細則

第1節 文化委員会

第1条 文化委員会は会員の文化的活動に関する事項を取り扱う。

第2条 本委員会の取り扱う事項は次のとおりである。

- (1) 秋桜祭文化の部に関する事項
- (2) 講演会等の開催に関する事項
- (3) その他会員の文化的行事に関する事項

第3条 本委員会は必要に応じてこれを開催するものとする。

第2節 体育委員会

第4条 体育委員会は会員の体育に関する事項を取り扱う。

第5条 本委員会の取り扱う事項は次のとおりである。

- (1) 秋桜祭体育の部に関する事項
- (2) 校内球技大会の開催に関する事項
- (3) 運動場並びに体育館の使用に関する事項

第14条 本委員会の取り扱う事項は次のとおりである。

- (1) 衛生設備の充実並びに利用に関する事項
- (2) 保健に関する諸記録、調査統計に関する事項
- (3) 教室の通風、採光に関する事項
- (4) その他会員の保健に関する事項

第15条 本委員会は必要に応じてこれを開催するものとする。

第6節 図書委員会

第16条 図書委員会は会員の図書閲覧、並びに視聴覚教育に関する事項を取り扱う。

第17条 本委員会の取り扱う事項は次のとおりである。

- (1) 図書の購入補修に関する事項
- (2) 図書の閲覧に関する事項
- (3) 図書館の管理に関する事項
- (4) 読書活動に関する事項
- (5) 掲示教育に関する事項
- (6) その他会員の視聴覚教育に関する事項
- (7) 芸術鑑賞に関する事項

第18条 本委員会は、必要に応じてこれを開催するものとする。

第7節 交通委員会

第19条 交通委員会は会員の交通に関する事項を取り扱う。

第20条 本委員会の取り扱う事項は次のとおりである。

- (1) 会員に対する交通指導に関する事項
- (2) 通学途上における交通指導に関する事項

(4) その他会員の体育的行事に関する事項

第6条 本委員会は必要に応じてこれを開催するものとする。

第3節 風紀委員会

第7条 風紀委員会は会員の風紀に関する事項を取り扱う。

第8条 本委員会の取り扱う事項は次のとおりである。

- (1) 生徒心得、生徒綱領の作成
- (2) 校内校外における会員の動静、服装に関する事項
- (3) 全校行事の会場警備及び風紀取締りに関する事項
- (4) その他校風に関する事項

第9条 本委員会は、必要に応じてこれを開催するものとする。

第4節 整美委員会

第10条 整美委員会は校内の整備美化に関する事項を取り扱う。

第11条 本委員会の取り扱う事項は次のとおりである。

- (1) 校内整備、美化の計画実行に関する事項
- (2) 清掃用具の管理に関する事項
- (3) その他校内の整備、美化に関する一切の事項

第12条 本委員会は必要に応じてこれを開催するものとする。

第5節 保健委員会

第13条 保健委員会は会員の保健に関する事項を取り扱う。

- (3) 会員の自転車の検査に関する事項
- (4) 会員の雨ガッパの検査に関する事項
- (5) その他会員の交通指導に関する事項

第21条 本委員会は、必要に応じてこれを開催するものとする。

第8節 特別委員会

第22条 特別委員会は評議員会の議決によって臨時に設置する委員会であって、その任務終了時には評議員会がこれを解散する。

第23条 特別委員会を構成する委員の人は評議員会が行う。

第24条 特別委員会の任務に関する規定はそのつど評議員会がこれを作成することを原則とする。

第9節 委員会一般

第25条 各種委員会委員長は委員会を開催する際に予め執行委員長に報告する。

第26条 各種委員会で得た収入は全て生徒会の収入として執行委員会会計・書記がこれを処理し、その用途については評議員会に諮って決定するものとする。

第27条 各種委員会委員長は委員相互の連絡協調に努めなければならない。

第28条 各種委員会で審議する事項中必要と認められたものはこれを各ホームルームへ持ち帰ってその意見を求めるものとする。